

水産業競争力強化金融支援事業

1 趣 旨

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）又は「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、実質無利子・無担保・無保証人等での融資が可能となるよう支援を図る。

2 事業内容

（1）実質無利子化措置

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等を取得する漁業者等に対する融資について、漁業者等が負担する金利を助成する。

（対 象 者）

①「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）により助成を受けて漁船の建造・取得・改修をしようとする漁船リース事業者

②「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により、漁業用機器等の導入をしようとする漁業者等

（対象資金） 公庫資金、漁業近代化資金

（借入金の上限）①の対象者： 2. 5億円（1隻ごとの上限額）

②の対象者： 20百万円

（助成内容） 利子の助成（最大2%、最長5年）

（2）実質無担保・無保証人化措置

「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により漁業用機器等を取得する漁業者等に対する融資について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る保証を実施する。

（対 象 者） 「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により助成を受ける漁業者等

（対象資金） 漁業近代化資金

（保証の限度額） 20百万円

（3）保証料助成措置

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）により漁船の建造・取得・改修する漁船リース事業者に対する融資について、保証機関に支払う保証料を助成する。

（対 象 者） 「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」により助成を受ける漁船リース事業者

（対象資金） 漁業近代化資金

（保証の限度額） 2. 5億円（1隻ごとの上限額）

（助成内容） 保証料の助成（最長5年）

3 平成27年度補正予算額

732, 679千円

4 補助率等

定額（2の（1）及び（3））、1／2（2の（2））

5 担当課・お問い合わせ先

水産庁水産経営課

2の（1）の措置 03-6744-2347（直）

2の（2）・（3）の措置 03-6744-2346（直）

水産業競争力強化金融支援事業

平成27年度補正予算額 733百万円

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」(漁船導入事業)及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」(機器等導入事業)を円滑に実施するため、これらの事業を利用する場合の自己負担部分について、実質無利子・無担保・無保証人等となる融資を措置する。

実質無利子化措置

- 対象事業: ①漁船導入事業及び②機器等導入事業
- 対象資金: ①の事業: 近代化資金及び公庫資金
②の事業: 近代化資金
- 事業内容: 利子(最大2%)相当額を助成
- 助成期間: 5年間

実質無担保・無保証人化措置

- 対象事業: 機器等導入事業
- 対象資金: 近代化資金
- 事業内容: 保証人は代表者、担保は漁業関係資産に限定することとし、当該保証に係る回収金の減少見合いについて助成

保証料助成措置

- 対象事業: 漁船導入事業
- 対象資金: 近代化資金
- 事業内容: 保証料を助成
- 助成期間: 5年間

